ブルセラ症診断用補体結合反応抗原

令和2年6月30日(告示第1246号)一部改正

1 定義

ブルセラ・メリテンシスの可溶性抗原物質を含む補体結合反応用抗原である。

- 2 製法
- 2.1 製造用株
- 2.1.1 名称

ブルセラ・メリテンシス 99株又はこれと同等と認められた株

2.1.2 性狀

炭酸ガス非要求性のS型菌で、ブルセラのA単相血清で特異的に凝集し、かつ、M及びR単相血清で凝集しない。

2.1.3 継代及び保存

原株及び種菌は、10vol%牛血清加寒天培地又は適当と認められた培地で継代する。

継代は、原株では3代以内、種菌では5代以内でなければならない。

原株及び種菌は、凍結乾燥して5℃以下で保存する。

- 2.2 製造用材料
- 2.2.1 培地

10vol%牛血清加寒天培地又は製造に適当と認められた培地を用いる。

- 2.3 原液
- 2.3.1 培養菌液

種菌を 10vol%牛血清加寒天培地に移植し、37 ℃で 48 ~ 72 時間培養後、生理食塩液に浮遊させたものを、製造用培地に接種し、37 ℃で培養して得た菌液を培養菌液とする。

培養菌液について、3.1の試験を行う。

2.3.2 集菌、洗浄及び菌体の秤量

培養菌液を生菌のまま遠心集菌する。沈殿菌を生理食塩液で3回洗浄した後、水分を取り除いて 湿菌重量を秤量する。

2.3.3 抗原の抽出

湿菌 1 g に対して 2 w/v%フェノール加生理食塩液を 10 mL の割合となるように加えて、均等な浮遊液とし、 $22 \text{ } \mathbb{C}$ で 14 日間静置して抗原を抽出する。その後、約 6,000G で 30 分間遠心して透明な上清を採取し、 3 倍量の生理食塩液に対して 常温で一夜透析する。更に約 10 倍量の 0.5 w/v%フェノール加生理食塩液に対し、 $5 \text{ } \mathbb{C}$ で 48時間透析し、抗原液とする。

2.3.4 抗原価の調整

抗原液を 0.01w/v%硫酸マグネシウム加生理食塩液(以下「希釈用液」という。)で2倍階段希釈する。参照陽性血清(付記1)を5倍に希釈した後、非働化したものを2倍階段希釈する。各段階の希釈した抗原と血清のそれぞれ 0.25mL を混合してボックスを組み、2単位の補体 0.5mL を加え、4℃で一夜静置する。2 vol%羊血球浮遊液と、2単位の溶血素の等量を混合した感作血球液 0.5mL を加え、37℃で 30分間反応させ、抗体価を測定する。抗体価は 50%以上の溶血阻止を示す血清の最高希釈倍数とする。参照陽性血清の所定の力価を示す抗原液の最高希釈倍数を求め、

0.5w/v%フェノール加生理食塩液で 0.25mL 中に 200 単位含まれるように抗原価を調整し、原液とする。

原液について、3.2の試験を行う。

2.4 最終バルク

原液を混合して、最終バルクとする。

2.5 小分製品

最終バルクを小分容器に分注し、小分製品とする。 小分製品について、3.3 の試験を行う。

3 試験法

- 3.1 培養菌液の試験
- 3.1.1 夾雑菌否定試験

検体 0.05mL ずつを 10vol%牛血清加寒天平板 2 枚に塗抹し、37 ℃で 48 時間培養するとき、ブルセラ・メリテンシス以外の菌の発育を認めてはならない。

3.1.2 変異試験

検体を希釈用液で McFarland 混濁管 No.1 の 10 倍濃厚な菌液に希釈したものを試料とし、その 0.5mL に 0.2w/v%アクリフラビン液を等量加え、37 $^{\circ}$ Cで 18 $^{\circ}$ 24 時間処理するとき、凝集しては ならない。

- 3.2 原液の試験
- 3.2.1 生菌否定試験

検体1 mL ずつをソイビーン・カゼイン・ダイジェスト液状培地 100mL 4本に接種し、37℃で 48 時間培養後、10vol%牛血清加寒天平板に塗抹し、37℃で 48 時間培養するとき、菌の発育を認めてはならない。

- 3.2.2 力価試験
 - 2.3.4 の方法に準じて補体結合反応を行うとき、検体は、参照陽性血清に対して参照抗原(付記
- 2) とほぼ等しい反応パターンを示し、抗原価は、0.25mL 中 200 単位でなければならない。
- 3.3 小分製品の試験
- 3.3.1 特性試験

一般試験法の特性試験法を準用して試験するとき、固有の色調を有する液体でなければならず、 異物又は異臭を認めてはならない。小分容器ごとの性状は、均一でなければならない。

- 3.3.2 特異性試験
- 3.3.2.1 試験材料

検体を 100 倍に希釈した試料、陰性牛血清を非働化したものを用いる。

3.3.2.2 試験方法

5 例の陰性牛血清を、希釈用液でそれぞれ5 倍に希釈し、更に2 倍階段希釈する。各血清希釈に 試料を加え、補体結合反応を行う。

3.3.2.3 判定

陰性血清では、いずれも5倍未満でなければならない。また、20 単位の抗原で抗補体作用を認めてはならない。

3.3.3 力価試験

3.2.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

4 貯法及び有効期間

有効期間は、1年間とする。ただし、特に承認されたものは、その期間とする。

- 5 その他
- 5.1 添付文書等記載事項

抗体価を明示した指示陽性血清を添付する旨

付記1 参照陽性血清

ブルセラ・メリテンシスに感染した牛の血清で、補体結合反応抗体価は 1,280 倍のもの

付記2 参照抗原

「ブルセラ症診断用補体結合反応抗原」又は動物医薬品検査所がこれと同等と認めるもの